

江戸川区教育委員会傍聴人規則

平成十七年三月二十五日教育委員会規則第一号

改正

平成二七年 三月一三日教委規則第三号

(趣旨)

第一条 この規則は、江戸川区教育委員会会議規則(昭和三十一年十月江戸川区教育委員会規則第二号)第三十四条第二項の規定に基づき、江戸川区教育委員会(以下「委員会」という。)の会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第二条 会議を傍聴しようとする者は、会議の開催される十五分前までに傍聴申込書により委員会に申請し、傍聴券の交付を受けなければならない。

2 前項の規定に基づき傍聴券の交付を受けた者(以下「傍聴人」という。)は、入場の際係員に提示し、指定の席に着かなければならない。

3 傍聴券は常に携帯し、傍聴を終えたときは、これを返還しなければならない。

(傍聴人の定員)

第三条 傍聴人は、二十名をもって定員とする。

2 傍聴の申込者が定員を超えた場合は、抽選により傍聴人を決する。

(傍聴ができない者)

第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- 一 傘、棒、凶器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- 二 酒気を帯びている者
- 三 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり等を携帯している者
- 四 前三号に掲げる者のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるもの

(議場への入場禁止)

第五条 傍聴人は、いかなる理由があっても議場に入ることができない。

(傍聴人の守るべき事項)

第六条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- 一 言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- 二 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
- 三 鉢巻き、たすき、腕章等を着用する等示威的行為をしないこと。

四 帽子、外とう、襟巻等を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により江戸川区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の許可を得たときは、この限りでない。

五 飲食又は喫煙をしないこと。

六 みだりに席を離れ、又は談話をしないこと。

七 前各号に定めるもののほか、委員会の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

（撮影及び録音等の禁止）

第七条 傍聴人は、会議室において、写真、ビデオ、映画等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、あらかじめ教育長の許可を得た者は、この限りでない。

（傍聴人の退場）

第八条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、係員の指示に従い、速やかに退場しなければならない。

2 教育長は、会議の進行上必要があると認めるときは、傍聴人に退場を命ずることができる。

3 傍聴人がこの規則に違反したときは、教育長は、当該傍聴人に退場を命ずることができる。

4 前項の規定により教育長から退場を命じられたときは、傍聴人は、速やかに退場しなければならない。

（係員の指示）

第九条 傍聴人は、会議の傍聴について、係員の指示に従わなければならない。

（委任）

第十条 この規則に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、教育長が定める。

付 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

付 則（平成二七年三月十三日教委規則第三号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）

附則第二条の規定により在職する教育長の任期中における会議については、この規則による改正後の江戸川区教育委員会傍聴人規則の規定は適用せず、この規則による改正前の江戸川区教育委員会傍聴人規則の規定は、なお効力を有する。